

様式第 6（その 1）（第 6 条関係）

東郷町長 殿

東郷町イメージキャラクターのイラスト等及び愛称を使用した物件の
製作に係る著作権等の法的取扱いについて

年 月 日付け 第 号（使用管理番号 ）で許可を
受けた使用物件の製作における著作権等の法的取扱いについて下記のとおり遵守し
ます。

記

- 1 許可を受けた使用物件の製作に係る成果物（以下「成果物」という。）の全ての
著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条を含む一切の権利）については、全て東
郷町に帰属すること。
- 2 成果物の商標登録及び意匠登録を行わないこと。
- 3 成果物の著作者としての人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権等）を行
使しないこと。
- 4 成果物に使用した東郷町イメージキャラクターのイラスト等及びその愛称を転
貸し、又は転用しないこと。
- 5 東郷町イメージキャラクターのイラスト等の表情、態様等の全部又は一部を変
更、加筆、変形若しくは切り離して使用しないこと。
- 6 成果物に使用した東郷町イメージキャラクターのイラスト等のデータは、使用
後に削除すること。
- 7 請負物件の製作に当たり東郷町イメージキャラクターのイラスト等を下記以外
の者に取り扱わせる必要がある場合は、上記の事項を遵守させるとともに、その
旨を町に申し出ること。

年 月 日

申請者又は使用者

住 所

氏 名

（法人名等）

製作者（請負者）

住 所

氏 名

（法人名等）

様式第 6（その 2）（第 6 条関係）

東郷町長 殿

東郷町イメージキャラクターのイラスト等及び愛称を使用した請負物件
の製作に係る著作権等の法的取扱いについて

年 月 日付で発注者 から請け負った東郷町イメ
ージキャラクターの の製作における著作権等の法的取扱いについて
下記のとおり遵守します。

記

- 1 東郷町イメージキャラクターの の製作に係る成果物（以下「成
果物」という。）の全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条を含む一切の権
利）については、全て東郷町に帰属すること。
- 2 成果物の商標登録及び意匠登録を行わないこと。
- 3 成果物の著作者としての人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権等）を行
使しないこと。
- 4 成果物に使用した東郷町イメージキャラクターのイラスト等及びその愛称を転
貸し、又は転用しないこと。
- 5 東郷町イメージキャラクターのイラスト等の表情、態様等の全部又は一部を変
更、加筆、変形若しくは切り離して使用しないこと。
- 6 成果物に使用した東郷町イメージキャラクターのイラスト等のデータは、使用
後に削除すること。
- 7 請負物件の製作に当たり東郷町イメージキャラクターのイラスト等を下記以外
の者に取り扱わせる必要がある場合は、上記の事項を遵守させるとともに、その
旨を町に申し出ること。

年 月 日

製作者（請負者）

住 所

氏 名

（法人名等）